

## 公益財団法人勝山市農業公社 令和6年度事業報告 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

本公社は公益財団法人となって12年目を迎えます。この間、地域農業の基幹である水田農業を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化してきています。

特に、引き続き、ロシアのウクライナ軍事侵攻により世界経済にも莫大な影響を与えていることから、農業用燃料、資材価格の高騰など地域農業への影響が深刻なものとなっており、国、県市などの継続した支援が不可欠となっています。

さて、本公社が主に担っている農地利用集積円滑化事業が、新規農地の借受け、貸付、貸付期間が満了したもののが出来なくなっていますので、今年度末に終期を迎える農地利用集積円滑化事業の契約については、農地中間管理事業への移行手続きに関する事務を行うとともに、農地中間管理事業へ移行した中で、その契約が6年度末に終期を迎えるものの契約更新等の業務についても、委託事務の中で着実に行ってまいりました。

いずれにしても、本公社は関係機関とより連携を深めるなか、地域農業振興のためにできることは、率先して実施してまいりました。

公社事業については定款の事業区分により、①農地利用集積円滑化事業並びに農地中間管理事業の業務受託および農作業受託斡旋事業 ②農業の担い手に対する支援・育成に関する事業 ③農地の遊休化を防ぎ地域社会の健全な発展を目的とする事業に大きく整理し進めてまいりました。

- ① 本公社の基幹事業である農地の利用集積については、地域の水田は地域の力で守ることを基本として行うこととしています。

農地集積業務のうち農地中間管理事業による調整業務や契約更新手続きなどについては、福井県農地中間管理機構と業務受託契約を締結して実施してまいりました。

特に、農地利用集積円滑化事業の契約農地の中の今年度末に終期を迎える契約農地については、農業者に支障をきたすことのないように、農地中間管理事業への移行手続きを進めてまいりました。

また、効率のよい農地利用の推進ができるように、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員と連携してまいります。

- ② 現在、当市における水田農業の担い手については全国的な状況と同様で、担い手の地域的偏在と、高齢化が一段と進行しているため、新たな担い手の育成は喫緊の課題となっています。

そのため、市の担当課をはじめとする関係機関と連携をとりながら、新規就農希望者からの相談には積極的に取組み、新規就農者並びに集落営農組織等の育成に努めてまいりました。

また、公社が事務局になり実施している勝山市農業関係団体先進地視察研修につきましては、実施しております。

- ③ 農業農村の多面的機能の発揮や担い手の負担軽減に繋がる多面的機能支払交付金事業推進のため、勝山市農地水広域協定組織から事務委託を受け、所要の人員を確保し、その業務にあたってまいりました。

また、耕作放棄地防止対策モデル事業については、本年度においても、モデル事業として継続実施しました。

## 記

### I の 1. 農地利用集積円滑化事業【農業経営基盤強化促進法第4条第3項1号に規定する事業】並びに農地中間管理事業について

#### (1) 農地の借入れおよび担い手農家への貸し出し

農地利用集積円滑化事業での新規、更新の契約は出来ませんので、機構集積協力金などの交付金の活用も検討する中で、担い手の意向なども考慮し、今年度末に終期を迎える農地利用集積円滑化事業の契約農地について、農地中間管理事業への移行手続きを進めるとともに、同事業の契約終期を迎えるものについて、更新手続きを行ってまいりました。

また、農地所有者からの新たな貸付希望農地についても、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、地域の担い手等を基本に斡旋し、農地中間管理事業での契約手続きを進めてまいりました。

なお、農地中間管理事業に関する業務については、（公社）ふくい農林水産支援センターと業務委託契約を締結し実施してまいりました。

農地利用集積円滑化事業につきましては、契約終期が令和6年度、7年度末になつていて契約農地について、継続して取り組んでまいりました。

- ・令和6年度中に農地中間管理事業の更新契約手続きを行つた農地面積：約75ha
- ・令和6年度中に農地中間管理事業の契約手続きを行つた農地面積（新規含む）

勝山・猪野瀬地区(若猪野、猪野) 2.8ha

北郷地区(西妙金島、森川、志比原、他) 2.4ha

荒土地区(新保、田名部、布市、清水島、細野、細野口、北宮地、堀名中清水、伊波、妙金島) 13.6ha

野向地区(竜谷、聖丸、深谷、薬師神谷、北野津又) 4.1ha

村岡地区(滝波町、滝波、郡町、郡、五本寺、黒原、寺尾) 7ha

平泉寺地区(平泉寺、大矢谷、他) 3.1ha

遅羽地区(下荒井、ほう崎、大袋・新道) 2.6ha

鹿谷地区(保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、東遅羽口、杉俣、発坂、保田出村) 26.2ha

合計 約61.8ha他 (耕作者変更手続き面積：約20ha) 累計 943.7ha

- ・令和6年度の農地利用集積円滑化事業の契約中農地面積：33.3ha

#### (2) 研修等事業(法第4条第3項第1号ハに規定する事業)

- ・先進地視察の実施

実施時期 令和7年2月20、21日

研修先 株式会社グリーンファーム角屋(あわら市)～能登方面視察

研修内容 集落の担い手確保、第三者継承等について：21名参加

対象者 勝山市認定農業者連絡協議会及び勝山市農作業受託者協議会と合同

### I の 2. 農作業受託斡旋に関すること

#### (1) 農作業受託の仲介・斡旋事業

- ・農作業の受託についての相談窓口として、努めてまいりました。

#### (2) 中山間営農継続支援事業(前地域農業サポート事業)

事業内容を充分に把握し、その取りまとめについて、市や関係機関と連携して取り組みました。

事業謝金：約3,600千円、水稻応援延面積：約111.6ha、転作応援延面積：約247.4ha

## II. 農業の担い手育成に関する事業

- (1) 担い手育成のために、農地中間管理事業への移行に際しては、機構集積協力金制度の活用を検討しながら取り組んでまいりました。
- (2) 新規就農希望者に対する支援
  - ・新規就農希望者については、就農計画に基づき就農できるよう、関係機関と連携して支援してまいりました。
- (3) 集落営農組織等の育成・支援
  - ・集落営農組織化・認定農業者のための相談などに、関係機関と連携して取り組んでまいりました。

### IIIの1. 「市民農園事業」について 3か所(郡、長山、浄土寺)

非農家の市民が土に親しみ、栽培する楽しみを味わって頂けるよう努めてまいりました。

- ・利用者の利便のため、各農園の周辺の草刈りなど環境整備に努めてまいりました。
- ・市民農園のうち浄土寺、長山については、鳥獣被害の対策として、年間を通じて、ワイヤーメッシュ柵やネット柵、電気柵を設置、管理を行うことで、農園利用者に負担とならないよう努めてまいりました。

利用状況：郡農園；19区画10名、長山農園；7区画4名、浄土寺；5区画3名

### IIIの2. 「田舎ぐらし体験事業」について

「都市住民との交流事業」と位置づけ、地域活性化を図るモデル事業として実施してまいりました。

事業は、木根橋区にある古民家を借上げた「北谷クラブハウス」を拠点とし、市、木根橋区並びに関係団体等と連携しながら、北谷クラブの事業として継続しております。

- ・本年度については、みちのく福寿草の観察会と保全草刈体験、田植・稻刈り体験、味噌づくり体験を行っております。

集落内で借り受けた畠とクラブハウスを利用した、クライングルテンとしての活用についてもこれまで通り行いました。

### IIIの3. 新規チャレンジ事業について

- ・勝山市の新しい特産品開発を目指して始めた木根橋の「山菜園」では、行者ニンニク、ウド等を作付けしておりますが、特に、行者ニンニクについては、昨年度イノシシに荒らされたこともあり、残った株を集落内の圃場に植え替えるなど、その再生に努めてまいりました。
- ・北谷町在来のたかきびに関しては、在来種が将来貴重な地域資源になることも予想されるので、種子が途絶しないよう栽培を継続しました。
- ・鳥獣害防止対策として、電気柵などを活用して、取組んでまいりました。

### IIIの4. 令和6年度耕作放棄地対策モデル事業について

本年度においては、用途地域内の農地9か所、111.7aについて、モアによる草刈りを実施しました。

## IV. その他農業公社の目的達成に必要な事業

### (1) 公社事業の宣伝啓発

市民農園の利用拡大などについて、市の広報紙によるPR記事を掲載しました。

- (2) 今後も相談者にとって便利な窓口となれるよう、職員の資質の向上に努めてまいりました。

### (3) その他

- ・ 各担当手等が国並びに県・市の支援措置や補助制度をうまく取込んでいけるよう、情報収集と情報提供に努めてまいりました。
- ・ 農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ移行する事により、手数料収入が減少していきますが、農地中間管理機構や勝山市農地水広域協定との委託事業などを効率よく活用し、基金出資団体である勝山市並びにJA福井県と連携し、単年財務の健全化を図ることが出来るよう努めてまいりました。

以上